

○板橋区住居表示実施基準

(3) あらたに町の区域を合理化する場合には、当該地域の沿革、地形及び地域社会の実態等を勘案しつつ、次の基準によることが適当であること。

(昭和四十二年十月五日)

第一 住居表示の実施基準

一、町の区域の合理化

街区方式によって、住居を表示しようとする場合において、その区域内の町の区域について、(1)及び(2)に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態に即しつつ、できるだけ(3)によりこれに適合するよう、その町区域の合理化に努めること。

(1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

(2) 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって一団を形成するよう区画すること。

ウ 町の規模

町の規模は、板橋区の性格、当該隣接地域の町の状況、用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように適当な規模に定めるここととする。

二、町の名称の定め方

一、による町の区域の合理化のため新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準によること。(1) 従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択すること。(2) 当用漢字を用いるな等読みやすく簡明なものとすること。(3) 特別区の存する区域内で、同一の名称又はまぎらわしい類似の

(板橋区住居表示実施基準)

名称が生じないようにすること。

(4) 従来の町の規模が大きい町の場合に、町の名称として丁目をつけるとき、あるいは小さい町の場合に、町の名称をつけるときには、その内容を十分検討のうえ行なうものとすること。

なお、丁目の数はおおむね四、五丁目程度にとどめることが適当であること。

(5) 丁目の配列は一列の放射式とし、場合により環状式とすること。

板橋区にあっては、都心を皇居と定め、放射式の町は都心に近い点を起点として放射状に進み、環状式の町は、地方的中心に近い点を起点として、都心に対して環状に進むよう配列すること。

三、街区割り

(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等恒久的な施設によって画すること。

(2) (1)に基づいて画された街区の規模が、住居表示の単位として適当でないときは、次の一定の基準によって、街区を画すこと」とが

できる」と。

ア 公衆用道路として利用されてくる私道で容易に変更されないもの。

イ 街区の規模が著しく広大で住居表示の単位として適当でない街区にあっては、当該街区の恒久的な施設又は著名な地物。

ウ 街区の規模が狭少にすぎ住居表示の単位として適当でない街区で、隣接の街区と合わせた方が適当であると認められるものについては、その両者の街区。

(3) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとするが、参考までに標準を示せば、住居を主とする地域においては、面積二、三〇〇坪(一、〇〇〇坪)、戸数二〇戸程度であること。

四、街区符号のつけ方

(1) 街区符号は、数字を用いて、町ごとに順序よくつけること。

(2) 街区符号の起点は、原則として、板橋区にあっては、都心に近く、都心からみて右側の街区とすること。

(3) 街区符号の配列は、右廻り連続蛇行式とすること。

五、住居番号のつけ方

(1) 住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定

された住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という)によって、建物その他の工作物(以下「建物等」という。)につけるものとすること。

ア 基礎番号のつけ方

(ア) 街区の境界線をあらかじめおおむね一五mの間隔(以下

「フロンテージ」という。)に区切り、基礎番号をつけること。

(イ) 基礎番号は、四、(2)の街区符号の起点に準拠し、その街区

の右側の角を起点として、右廻りに順次番号をつけ街区の一辺にフロンテージに一分の一未満のは数が生じたときは、その部分は直前のフロンテージに加えて定めること。

(ウ) 街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定めるこ

と。

イ 住居番号のつけ方

(ア) 住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもつて当該建物等の住居番号とすること。

a 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

b 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

(イ) (ア)に基づいて住居番号がつけがたい特殊な場合の住居番号のつけ方は、次の一定の基準によってつけること。

a 建物等の出入口または通路の中心が二つの基礎番号の項目にあたる場合は、若い数字の基礎番号をもつて当該建物等の住居番号とすること。

b 建物等に主要な出入口または通路が二つ以上あるときは区長の認定により、主要な出入口または通路を一つ選定して、その出入口が接し、または通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもつて当該建物等の住居番号とすること。

c 一街区の全部を一つの建物等がしめている場合においても(ア)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもつて住居番号とすること。

ウ 住居番号のつけ方の特例について

住居番号をつける場合は、フロンテージ方式によることとされているが、恒久的な建築物（施設）の所在する地区においては、次のような方法によることができる。

(ア) 一街区中に一施設だけの場合は、フロンテージに關係なく住居番号をつけることができる。

(イ) 街区中の建物のほとんどが、恒久的な高層ビルのみで占められる街区にあっては、各建物の住居番号は棟番号的なものとなるよう付定することができる。

(2) 住居番号をつけるべき建物等は、次に掲げるものとすること。ただし、次に掲げる建物等であっても、主たる建物でなければこの限りでないこと。

専用住宅用建物、併用住宅用建物、農家住宅用建物、アパート、ホテル、簡易旅館用建物、旅館料亭用建物、待合用建物、店舗百貨店用建物、劇場映画館用建物、キヤバレー・ダンスホール用建物、浴場用建物、病院用建物、事務所銀行用建物、工場用建物、倉庫用建物、市場用建物、学校（各種学校を含む）用建物、集会場、官公署用建物、宗教用建物、公共の用に供する建物、公園等の施設、路外駐車場

右に掲げる建物等のほか、住居表示を必要とする建物等については、区長の認定によること。

六、住居表示のしかた

(1) 住居表示のしかたは、次の例のとおりとすること。

町名 街区符号 住居番号
東京都板橋区 ○○町○丁目 ○番 ○号

(2) 略記のしかたは、次の例のとおりとする」と。

町名 街区符号 住居番号
東京都板橋区 ○○町 ○一〇一〇

七、団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、または建設しようとする地域

(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、左記のとおりとすること。

(1) 町名

住居表示のうえから、便宜であると認められるときは、町の名称の一種として、○○団地という呼称を用いることやせしつかえないこと。

(2) 街区割り

ア 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、幅員おむね四m以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。

イ アの街区の中に団地設計によらない他の建物等がいりこんで存在する場合には、その建物等も含めて街区を画するものとすること。

ウ 団地の状況から適当と認められるときは各棟の存する区域を

それぞれ一街区とする」ともさしつかえないこと。

(3) 住居番号のつけ方

ア (2)ウによる街区割りをする場合を除き、棟番号と各号の番号とを合わせて住居番号とする」と。

イ 棟番号は、都心または地方的中心に最も近い建物を起点として、街区ごとに四、「街区符号のつけ方」(3)に準拠して順序よくつけられているものについてはそのまま用いることができる」と。

ウ 各戸の番号は、中高層建物の場合については、八「中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例」の例によるものとし、連続住宅の場合については、都心に最も近い戸を起点として一定の方向に順序よくつけるものとする」と。ただし、すでに住戸の番号が一定の基準によって順序よくつらわれているものについては、そのまま用いることができる」と。

エ 団地内の管理事務所及び集会場等の公共施設並びに分譲住宅及び一戸建住宅等中高層建物以外の建物等については、四、

「街区符号のつけ方」により街区符号をつけ、その住居番号について、当該街区の建物等につけられる住居番号と重複しないよう留意して、五、「住居番号のつけ方」に定める一般的の例により整然とつけるものとすること。この場合、上記の建物に棟番号がつけられているときは、ウに定める連続住宅の場合の例により各戸の番号をつけるものとする」と。

オ (2)のイの団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方

は、五、「住居番号のつけ方」に定める一般の例によるものとするが、当該街区の建物等につけられる住居番号と重複しないよう留意すること。

(4) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。



(注) 状況によっては、街区符号を省略してもさしつかえない。

この場合の住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。



→ →

(棟番号)(各戸の番号)

八、中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例

団地設計によらない中高層建物で、その建物に構造上区分され

た数個の部分で独立して住居の用途に供するもの及び店舗、事務

所、倉庫その他建物としての用途に供することができるもので住

居番号がつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、次のとおりとする」と。

(1) 住居番号のつけ方

ア 建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号とを合

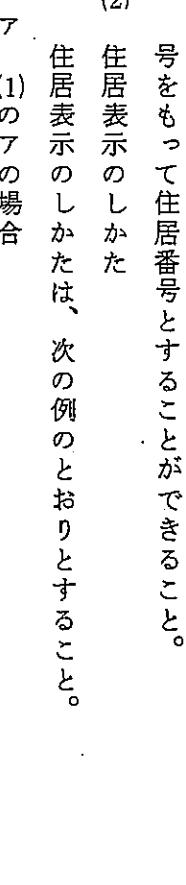
(板橋区住居表示実施基準)

わせ住居番号とする」と。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする」と。

イ 一街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合には、七、「団地における住居表示の特例」の住居番号のつけ方に準じ、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることができること。

住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。



ア (1) のアの場合

イ (1) のイの場合



イ (1) のイの場合



九、住居表示台帳

(1) 区は、住居表示を行なう区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口ま

たは通路を表示した住居表示台帳を作成し、保管すること。

(2) 住居表示台帳は、縮尺五〇〇分の一によるものとし、縮尺

二〇〇〇分の一の都市計画図を基礎として別紙1に準じて街区「」と作成する」と。この場合には、適宜な縮尺をもって各街区の位置図を別紙2に準じて町単位に作製し、町単位につづられる五〇〇分の一の街区の図面の上に添付すること。

(3) 住居表示台帳の仕上寸法は、日本工業規格に定めるB4

(一五七×三六四)によつて調整すること。

一〇、住居表示旧新対照表及び住居表示新旧対照表

区は、住居表示旧新対照表を別紙3に準じ、住居表示新旧対照表を別紙4に準じて、住居表示を行なう区域」として作成すること。

一一、住居表示新旧対照案内図

区は、住居表示新旧対照案内図を別紙5に準じて、住居表示を行なう区域」として作成すること。

(1) 設置場所
街区表示板は、歩行者及び諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角附近の建物等の適当な箇所または標柱にはりつけ、原則として表示板の下端が地上おおむね一・六mになるようにするものとする」と。この場合において街区表示板の周辺一m以内に他の表示板等がないように留意して設置すること。

(2) 寸法及び表記

ア 区名の表記を必要とするものの寸法は、別紙6のとおり、縦六六〇mm、横一一〇mmとし、縦の表記とすること。この場合、板橋区の「区」、町の名称の「丁目」は表記することができるが、街区符号の「番」は表記しないこと。

イ 区名の表記を必要としないものの寸法は、別紙6のとおり、縦五六〇mm、横一一〇mmとし、その他はアに準拠すること。

(3) 文字及び数字の書体

区が、住居表示を行なう区域の区名、町の名称及び街区符号を記載した表示板(以下「街区表示板」という。)を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者または占有者が住居番号を記載した表示板(以下「住居番号表示板」という。)を表示する場合は、表示板の設置場所寸法並びに文字、数字の書体及び表記法は、都の区域内を通じて統一し、その表示板の材質及び色彩等については区が選ぶ」と。

イ 街区符号及び住居番号の表示に使用する数字は、アラビヤ数字としその書体は、ユニバース・メジウムを用いる」と。

(4) 色 彩

表示板は一色をもって構成し、次のとおり一色は地色とし他の一色は文字、数字その他地色以外の部分（以下「地色以外の部分」という。）の色とする。

地色と地色以外の部分の色の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するものでなければならないこと。

ア 地色以外の部分の色は、日本工業規格JISZ八七二一「色

の三属性による表示方法」による明度8以上の無彩色が明度8以上で彩度2以下の淡色とすること。

イ 地色は、別紙7に掲げる一〇種類の範囲内において採用するものとすること。

(5) 材 質

街区表示板は、容易に腐朽または（褪）色しない材質のものにより作製しなければならないこと。

(6) その他の

ア 國際観光等の点で便宜をはかる意味から区名及び町の名称を

ローマ字によって表示しようとする場合は、街区表示板の下に密着して別紙8のとおり補助板をつけて行なうものとする。

ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メジウムを用い、色彩については、補助板の地色は表示板の地色以外の部分の色の例により、ローマ字及び数字の色は、表示板の地色の例によること。

（板橋区住居表示実施基準）

イ 街区表示板に広告を附属させることは好ましくない。財政上

その他やむをえない事情により広告をつける場合には次のとおり広告の規制を行なうものとする」と。

（ア）広告は、縦一二〇mm、横一一〇mmの補助板により街区表示板の下に中心を揃えて設けること。

（イ）色彩については、ローマ字及び数字の補助板の例によるとが適当である」と。

二、住居番号表示板

建物等の所有者、管理者または占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとすること。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門または玄関のおおむね一・六mの高さの歩行者が見やすい場所につけるものとすること。この場合、大きな建物にあっては、その設けられる住居番号表示板の大きさに比例して適當な高さの歩行者から見やすい場所につけるものとすること。

(2) 尺法及び表記

ア 住居番号表示板は、縦六〇mm、横一一〇mmの寸法で横の表記としたものを用いることを原則とすること。表記法について標準的なものを示すならば別紙9のとおりであること。なお、大きな建物にあっては、その建物の大きさに比例して大きなものを用いることが適當であること。

イ 第一「住居表示の実施基準」のセ、「団地における住居表示

(板橋区住居表示実施基準)

の特例」の(3)及び八、「中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例」の(1)のイの場合には、街区符号及び棟番号を表記した別紙9による表示板並びに各戸の番号を表記した別紙10による表示板によることが適当であること。

ウ 第一「住居表示の実施基準」の八、「中高層建物のうち区分所有されているものの住居表示の特例」の(1)のアの場合には、街区符号及び基礎番号を表記した別紙9による表示板並びに各戸の番号を表記した別紙10による表示板によることが適当であること。

エ イの棟番号が、既につけられている棟番号と一致する場合並びにイ及びウの各戸の番号が、既につけられている戸番号と一致する場合には、当該棟番号及び当該住居番号の表示板をもって、当該建物等の棟番号及び各戸の番号の表示板にかえることができるのこと。

オ 建物等の所有者等が、アからエまでに掲げる表示の方法によらないで表示しようとするとする場合(たとえば、建物の壁面へのうめこみ、数字のみの取付あるいは建物の木地に直接塗書する等による場合)にあっても、その数字の大きさ及び書体は、上記によるように努めること。

その他

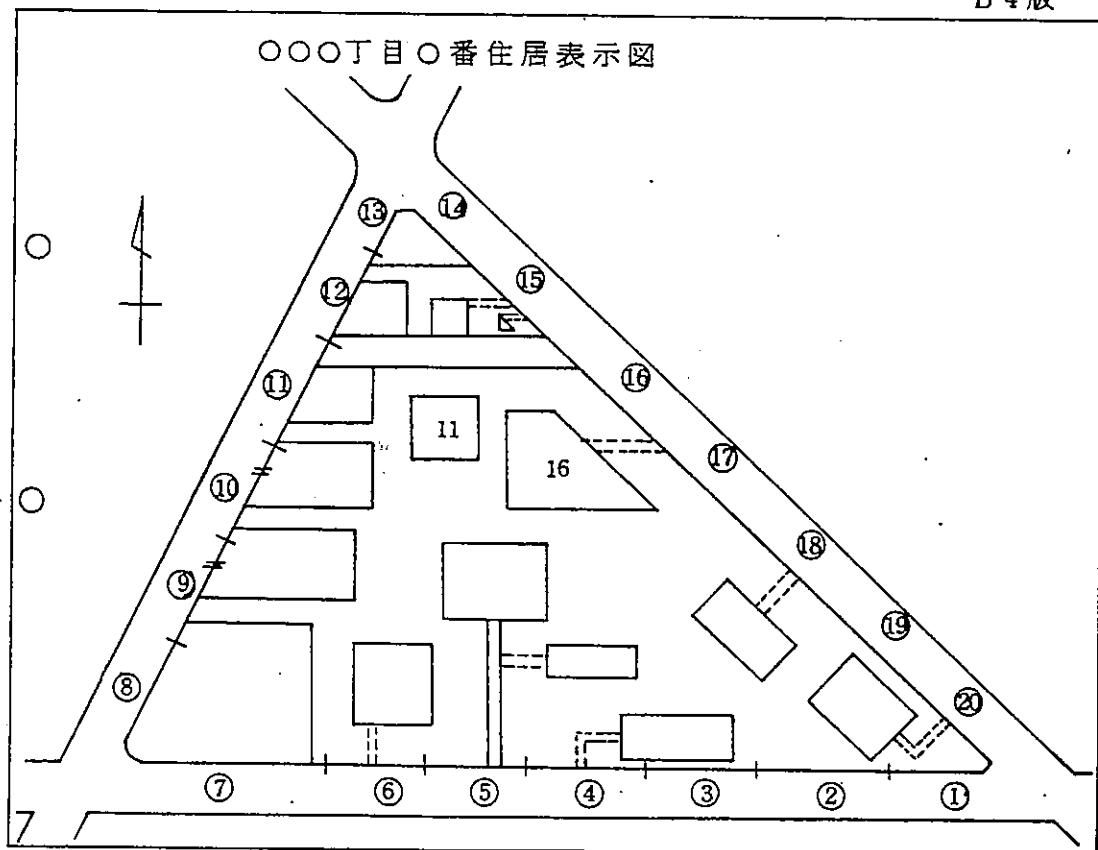
ア 数字の書体、色彩及び材質等については、街区表示板の例によること。

イ 中高層建物の棟番号は、他の棟番号の設置場所に関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然とつけるものとすること。

(3)

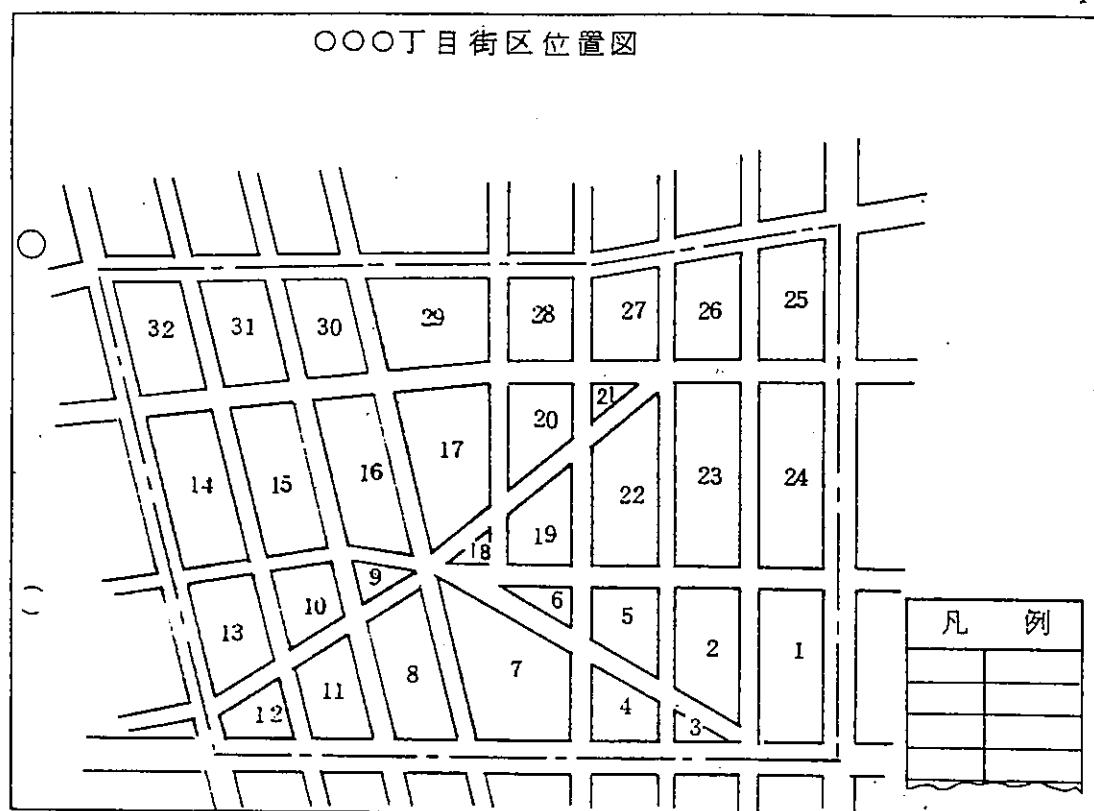
別紙 1

B4版



(注) 街区の境界線は、細い実線をもって表記すること。

(板橋区住居表示実施基準)



(注) 町の境界線は登記所の公図の筆境と一致するように定めること。

住居表示新旧対照表

旧町名		新住居表示			摘要
旧番地	世帯主氏名	町名	街符号	住居番号	

(注) 仕上寸法は、JISに定めるB5によるものとすること。

住居表示新旧対照表

新町名		旧住居表示			摘要
新住居表示	世帯主氏名	町名	街符号	住居番号	
街符号	住居番号	町名	街符号	住居番号	

(注) 仕上寸法は、JISに定めるB5によるものとすること。

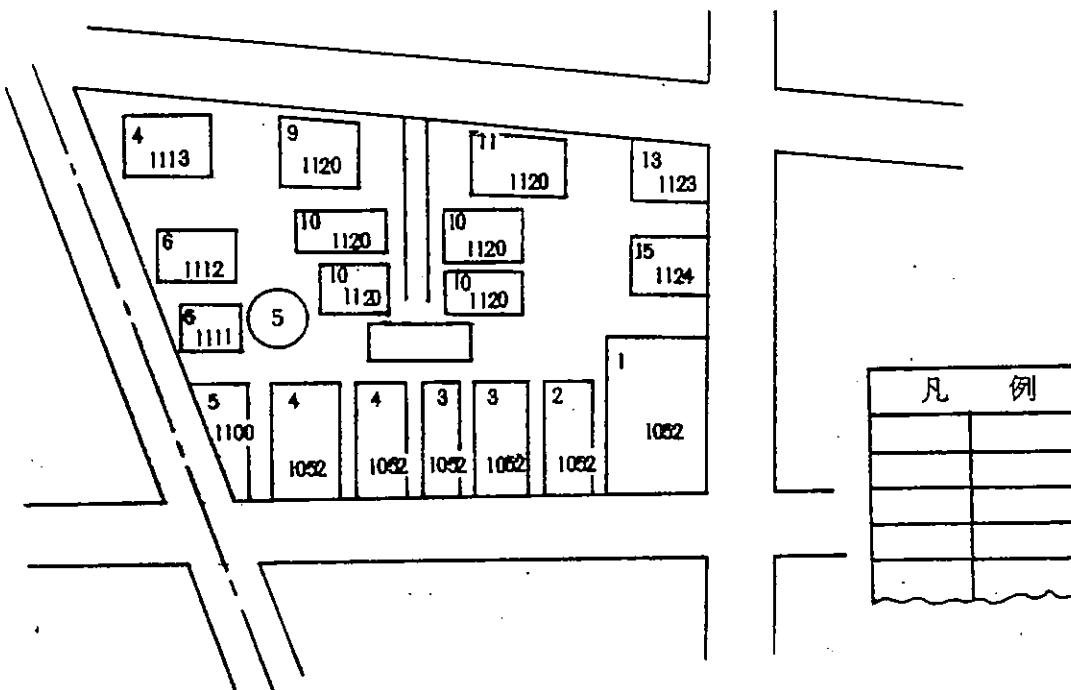
別紙 5

住居表示新旧対照案内図

年 月 日施行

板橋区〇〇一丁目、二丁目……………

住居表示新旧対照案内図



- (注) 1. 住居表示新旧対照案内図の仕上寸法については、全実施区域の面積に応じて適宜に定め、縮尺の表示は要しないこと。
2. 住居表示新旧対照案内図に用いられる基本となる線は黒色とし、道路は黄色、河川は空色を用い、新町界線、街区の境界線、新町名、街区符号及び住居番号は赤色をもって表記し、旧町界線、旧町名及び番地は黒色をもって表記すること。

街区表示板

単位：mm

丁目を略記する場合

区名表記位置指定

板橋区の「区」の文字の表記は、三つの欄にそれぞれ表記。

区名を表記しない場合の寸法線

その他の寸法、位置は、変化しないこと。

町名表記位置指定

町名の丁目の数字は和数字とし、「丁目」の文字を表記する場合は次の例によること。

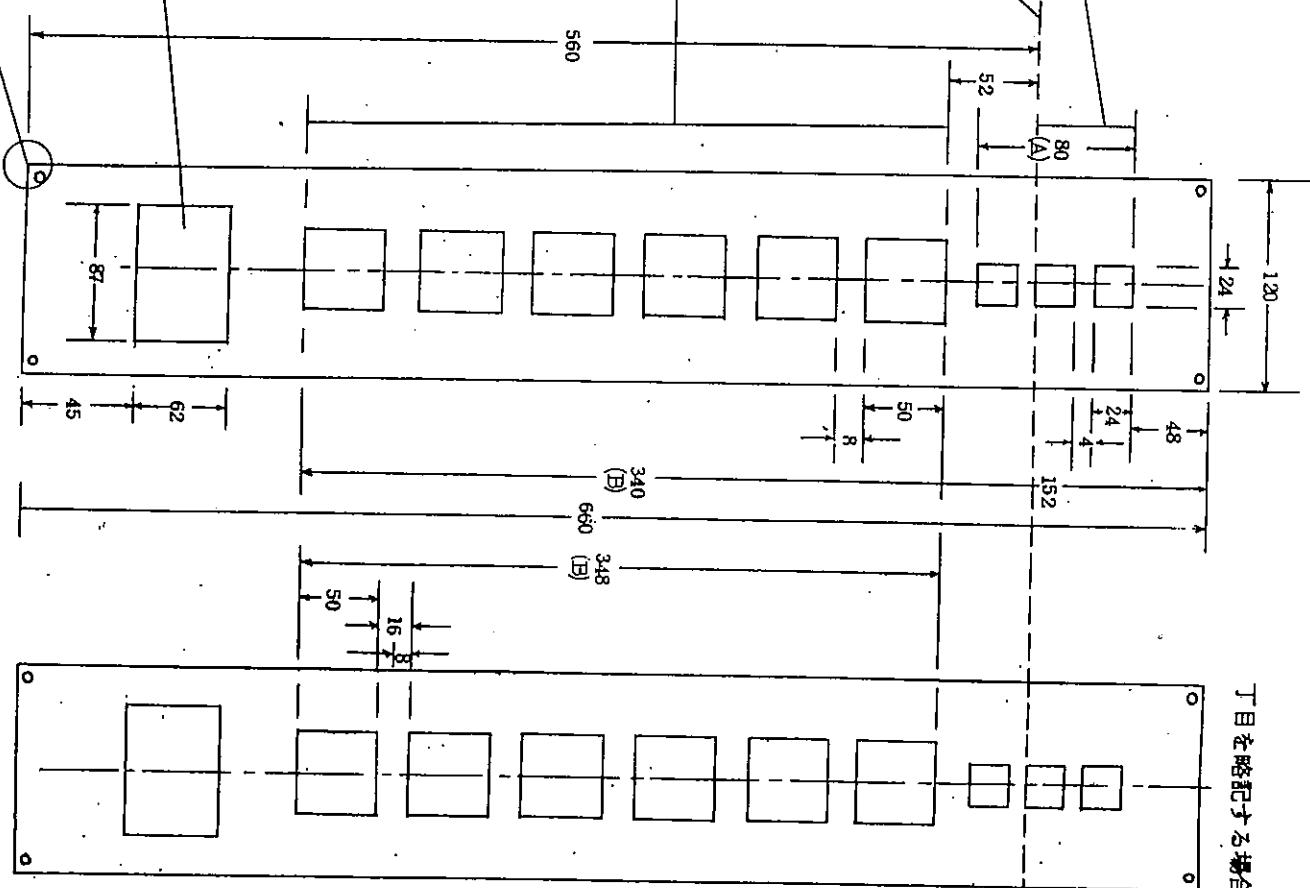
- (1) 「丁目」を含む字数が5字の場合は、(B)の寸法はそのままとし、字間を等間隔にすること。
- (2) 「丁目」を含む字数が6字の場合は、六つの欄にそれぞれ表記
- (3) 「丁目」を含む字数が7字及び8字の場合は、(B)の寸法はそのままとし、文字は平体を用い字間は等間隔にできること。
- (4) (3)でよりがたいときは「丁目」を略記することができるが、その場合は「丁目を略記する場合」の街区表示板によることができること。

街区符号表記位置指定

アラビヤ数字とし、その位置は中心振分けとすること

角のR

材料、工作法その他の理由で、Rの必要なときは最小限のRにすること。



丁目略記位置指定
「丁目」を略記する場合は
和数字を用い、「三丁目」
は「三」と表記すること。

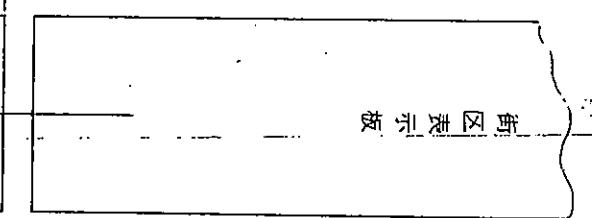
色彩・指定

(板標区住居表示実施基準)

慣用色 明表示 (JISZ 8102)	色の三属性による表示 (JISZ 8721)
灰 う 暗 い 黄 ぶ 青 青 暗 い 青 う ナ イ イ ル イ イ ル イ ル イ ナ	N 5R 10R 10YR 5GY 10G 2.5BG 2.5BG 2.5PB 7.5PB
赤 茶 茶 茶 茶 茶 茶 茶 茶 茶	4 6/4 4/5 5/4.5 5/5.5 5/5.5 4/8 2/2 2/7 6/8

ローマ字による街区表示板

街区表示板



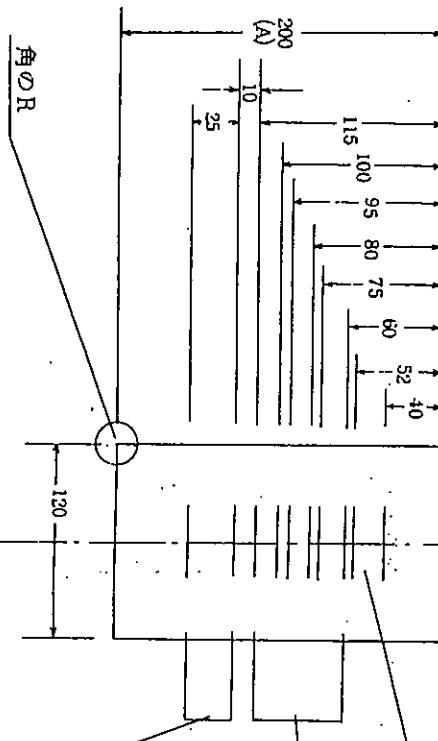
区名表記中心線分け

町名表記中心線分け

- ローマ字の語頭には大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は、昭和29年12月9日内閣告示第1号「国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を定める告示」によること。

- (1) 町名は切りのよいところで行を改めること。

- (2) 表記は3行までを原則とするが、4行、5行のように行数がふえた場合は伸びた寸法だけ(1行につき20mm(行間を含む))板の全長(A)を伸ばすこと。



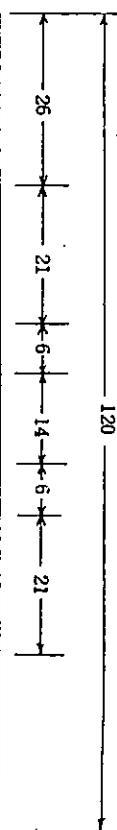
角のR

街区符号表記中心線分け

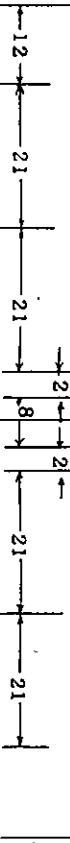
材料・工作法その他
の理由でRが必要な
ときは、最小限のR
とすること。

住居番号表示板（その1）

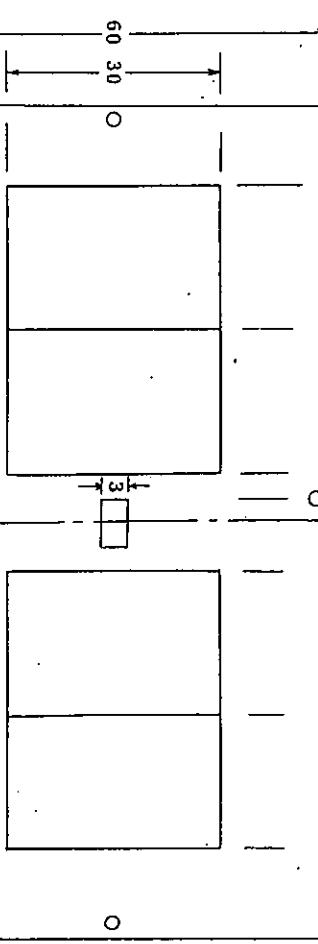
単位：mm：



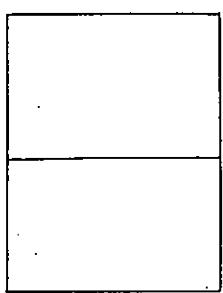
120



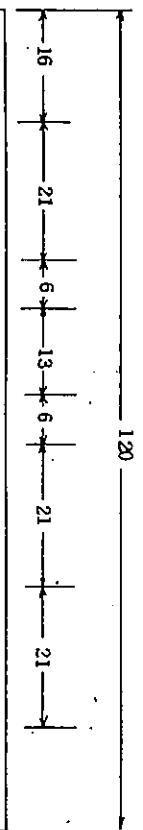
120



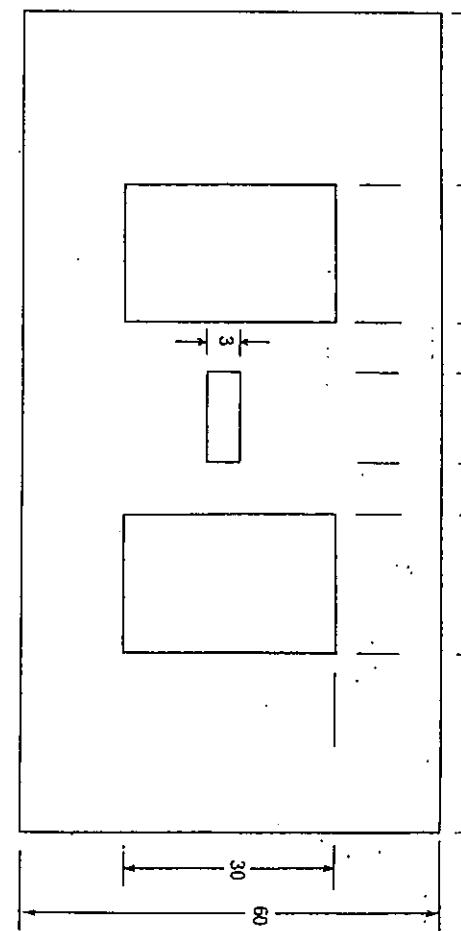
○



○



120



60

30

(被認可住宅表示実施基準)

街区符号表記位置指定

アラビヤ数字とすること。

住居番号表記位置指定
アラビヤ数字とすること。
棟番号及び基礎番号表記位置指定アラビヤ数字とすること。
棟番号及び基礎番号の表記位置は住

居番号の例によるものとする。

角のR

材料、工作法その他の理由で

Rが必要なときは、最少限の

Rとすること。

(注) 街区番号が2ケタで、住居番号が1ケタの場合は、上記の例に準ずること。

(板橋区住居表示実施基準)

住居番号表示板(その2)

単位: mm

